

平成25年6月県議会  
厚生・産業常任委員会  
条例案資料

議第116号 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例案

----- 1

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整備に関する条例案要綱

1 改正の理由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の一部改正により、従来の「動物取扱業」が「第 1 種動物取扱業」に改称されるとともに新たに「第 2 種動物取扱業」の区分が設けられたこと、第 1 種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者に対する新たな規制が設けられたこと等に伴い、関係条例について規定の整備を行うため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）ほか 4 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 犬猫等販売業者の犬猫等に関する届出の受理等および第 2 種動物取扱業の届出の受理等の事務について、大津市へ移譲することとします。（第 1 条中別表関係）

イ 必要な規定の整理を行うこととします。

(2) 次に掲げる条例について必要な規定の整理を行うこととします。（第 2 条～第 5 条関係）

ア 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例

イ 滋賀県使用料および手数料条例

ウ 滋賀県収入証紙条例

エ 滋賀県動物の保護および管理に関する条例

(3) この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行することとします。

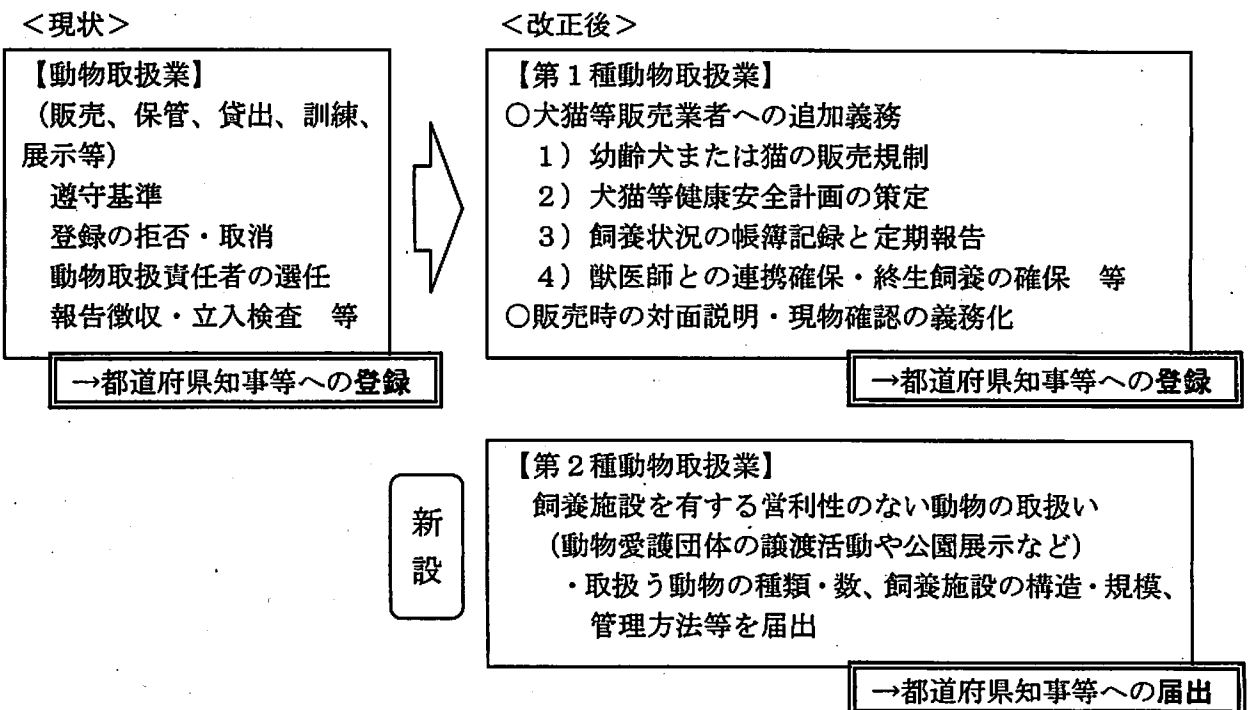
動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備

1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正の背景

平成 17 年改正時に、施行後 5 年を目処に見直しが見直しが規定され、平成 22 年 8 月より環境省中央環境審議会「動物愛護管理のあり方検討小委員会」において検討された報告書を参考にし、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により、改正法が制定された（改正法の施行は、平成 25 年 9 月 1 日）。

2 一部改正の概要

(1) 動物取扱業の規制の見直し



(2) その他

- ア 動物所有者の責務に、終生飼養、逸走防止、繁殖制限措置を追加
- イ 多頭飼養により「虐待のおそれが生じている場合」の勧告・措置が規定
- ウ 罰則の強化

3 関係条例の整備の概要

	追加規定	動物取扱業の改称	条項ずれ	漢字修正(猫)	漢字修正(哺乳類)
(1) 特例条例	○	○	○	○	
(2) 特勤手当条例			○	○	
(3) 使用料条例		○		○	
(4) 証紙条例				○	
(5) 動管条例		○	○	○	○

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)

旧		新	
第1条～第3条 省略		第1条～第3条 省略	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
(1)～(54) 省略		(1)～(54) 省略	
(54)の2 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)および動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務	大津市	(54)の2 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)、 <u>動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号。以下この項において「改正法」という。)</u> および動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務	大津市
ア 法第10条第1項の規定による <u>動物取扱業</u> の登録		ア 法第10条第1項の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の登録	
イ 法第11条第2項(法第13条第2項および第14条第3項において準用する場合を含む。)および法第12条第2項(法第13条第2項、 <u>第14条第3項</u> および第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知		イ 法第11条第2項(法第13条第2項および第14条第4項において準用する場合を含む。)および法第12条第2項(法第13条第2項、 <u>第14条第4項</u> および第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知	
ウ 省略		ウ 省略	
エ 法第14条第1項および第2項の規定による変更の届出の受理		エ 法第14条第1項から第3項までの規定による変更の届出の受理	
オ 法第15条の規定による <u>動物取扱業者登録簿</u> の閲覧		オ 法第15条の規定による <u>第1種動物取扱業者登録簿</u> の閲覧	
カ 法第16条第1項の規定による <u>廃業等</u> の届出の受理		カ 法第16条第1項( <u>法第24条の4</u> において準用する場合を含む。)の規定による <u>廃業等</u> の届出の受理	

キ〜ケ 省略

(新設)

(新設)

コ 法第23条第1項および第2項の規定による勸告

サ 法第23条第3項の規定による勸告に係る措置の命令

シ 法第24条第1項の規定による報告の徴収および立入検査

(新設)

(新設)

(新設)

ス 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養および保管の許可

セ 法第28条第1項の規定による変更の許可

ソ 法第28条第3項の規定による変更の届出の受理

タ 法第29条の規定による許可の取消し

チ 法第32条の規定による必要な措置の命令

ツ 法第33条第1項の規定による報告の徴収および立入検査

(新設)

キ〜ケ 省略

コ 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受理

サ 法第22条の6第3項の規定による検案書等の提出の命令

シ 法第23条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)および第2項の規定による勸告

ス 法第23条第3項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による勸告に係る措置の命令

セ 法第24条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収および立入検査

ソ 法第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出の受理

タ 法第24条の3第1項および第2項の規定による変更の届出の受理

チ 法第25条第3項の規定による必要な措置の命令および勸告

ツ 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養および保管の許可

テ 法第28条第1項の規定による変更の許可

ト 法第28条第3項の規定による変更の届出の受理

ナ 法第29条の規定による許可の取消し

ニ 法第32条の規定による必要な措置の命令

ヌ 法第33条第1項の規定による報告の徴収および立入検査

ネ 改正法附則第3条第2項および第8条第1項

テ 省令第2条第3項の規定による書類の提出の要求

ト 省令第2条第5項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の交付

チ 省令第2条第6項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の再交付

ツ 省令第2条第8項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による亡失の届出の受理

テ 省令第2条第9項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の返納の受理

ネ 省令第5条第6項および第15条第3項の規定による書類の提出の要求

ノ 省令第15条第5項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付

ハ 省令第15条第6項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付

ヒ 省令第15条第8項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による亡失の届出の受理

フ 省令第15条第9項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理

の規定による届出の受理

ノ 省令第2条第3項の規定による書類の提出の要求

ハ 省令第2条第5項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の交付

ヒ 省令第2条第6項の規定による登録証の再交付

フ 省令第2条第8項の規定による亡失の届出の受理

ヘ 省令第2条第9項の規定による登録証の返納の受理

ホ 省令第5条第6項、第10条の6第3項および第15条第3項の規定による書類の提出の要求

マ 省令第15条第5項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付

ミ 省令第15条第6項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付

ム 省令第15条第8項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による亡失の届出の受理

メ 省令第15条第9項(省令第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の返納の受理

ヘ 省令第16条第1項の規定による飼養および保管の廃止の届出の受理

ホ 省令第17条第1号ロただし書およびひただし書の規定による認定

マ 省令第18条第3項の規定による書類の提出の要求

ミ 省令第20条第3号の規定による届出の受理

(55) 省略

(55)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 法第36条第1項の規定による通報の受理（犬、ねこ等の動物の死体に係るものに限る。）

イ 省略

(56)以下 省略

モ 省令第16条第1項の規定による飼養および保管の廃止の届出の受理

ヤ 省令第17条第1号ロただし書およびひただし書の規定による認定

ユ 省令第18条第3項の規定による書類の提出の要求

ヨ 省令第20条第3号の規定による届出の受理

(55) 省略

(55)の2 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務

ア 法第36条第1項の規定による通報の受理（犬、猫等の動物の死体に係るものに限る。）

イ 省略

(56)以下 省略

滋賀県職員の特種勤務手当に関する条例 新旧対照表 (第2条関係)

旧	新
<p>第1条～第22条 省略</p> <p>(狂犬病予防等作業手当)</p> <p>第23条 狂犬病予防等作業手当は、保健所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の規定に基づく予防注射、検診、捕獲または薬殺の作業</p> <p>(2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく犬または<u>ねこの</u>引取り作業(人事委員会規則で定めるものに限る。)、滋賀県動物の保護および管理に関する条例(平成6年滋賀県条例第13号)第7条第1項の規定に基づく野犬等の収容に係る捕獲作業その他人事委員会規則で定める作業</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき300円とする。</p> <p>第24条以下 省略</p>	<p>第1条～第22条 省略</p> <p>(狂犬病予防等作業手当)</p> <p>第23条 狂犬病予防等作業手当は、保健所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の規定に基づく予防注射、検診、捕獲または薬殺の作業</p> <p>(2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく犬または<u>猫の</u>引取り作業(人事委員会規則で定めるものに限る。)、滋賀県動物の保護および管理に関する条例(平成6年滋賀県条例第13号)第7条第1項の規定に基づく野犬等の収容に係る捕獲作業その他人事委員会規則で定める作業</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき300円とする。</p> <p>第24条以下 省略</p>



滋賀県使用料および手数料条例 新旧対照表 (第3条関係)

旧	新
<p>第1条～第2条第2項第71号 省略</p> <p>(71)の2 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務手数料            動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この号において「法」という。)第10条第1項の規定に基づく<u>動物取扱業</u>の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 15,000円            法第13条第1項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 15,000円            法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の受講料 1人につき 1,050円            法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養または保管の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 12,800円            法第28条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 9,900円            法第35条第1項の規定に基づく犬または<u>ねこ</u>の引取りの手数料 1頭につき 2,000円(生後90日以内の犬または<u>ねこ</u>の場合にあつては、500円)</p> <p>(72)以下 省略</p>	<p>第1条～第2条第2項第71号 省略</p> <p>(71)の2 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務手数料            動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この号において「法」という。)第10条第1項の規定に基づく<u>第1種動物取扱業</u>の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 15,000円            法第13条第1項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 15,000円            法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の受講料 1人につき 1,050円            法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養または保管の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 12,800円            法第28条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査の手数料 1件につき 9,900円            法第35条第1項の規定に基づく犬または<u>猫</u>の引取りの手数料 1頭につき 2,000円(生後90日以内の犬または<u>猫</u>の場合にあつては、500円)</p> <p>(72)以下 省略</p>

滋賀県収入証紙条例 新旧対照表 (第4条関係)

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例 (昭和24年滋賀県条例第18号) 第2条第1項第4号、第5号 (高等学校の入学考査手数料に限る。)、第6号、第11号、第12号、第16号、第24号から第25号の2まで、第29号から第31号まで、第36号、第37号、第40号および第57号 (屋外広告物講習受講料を除く。) ならびに同条第2項第1号、第3号 (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。)、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号 (家畜改良増殖法施行令 (昭和25年政令第269号) 第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。)、第32号から第34号まで、第36号から第43号まで、第44号 (と畜場法 (昭和28年法律第114号) 第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。)、第45号から第51号まで、第53号から第58号まで、第60号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2 (動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号) 第35条第1項の規定に基づく犬またはねこの引取りの手数料を除く。)、第72号から第76号まで、第79号から第83号までおよび第84号から第86号までに規定する手数料</p> <p>(2)および(3) 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例 (昭和24年滋賀県条例第18号) 第2条第1項第4号、第5号 (高等学校の入学考査手数料に限る。)、第6号、第11号、第12号、第16号、第24号から第25号の2まで、第29号から第31号まで、第36号、第37号、第40号および第57号 (屋外広告物講習受講料を除く。) ならびに同条第2項第1号、第3号 (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。)、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号 (家畜改良増殖法施行令 (昭和25年政令第269号) 第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。)、第32号から第34号まで、第36号から第43号まで、第44号 (と畜場法 (昭和28年法律第114号) 第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。)、第45号から第51号まで、第53号から第58号まで、第60号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2 (動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号) 第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料を除く。)、第72号から第76号まで、第79号から第83号までおよび第84号から第86号までに規定する手数料</p> <p>(2)および(3) 省略</p>

滋賀県動物の保護および管理に関する条例 新旧対照表 (第5条関係)

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 人が飼養(保管を含む。以下同じ。)する動物で、<u>ほ乳類</u>、<u>鳥類</u>またはは虫類に属するものをいう。</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p>(犬およびねこの多頭飼養の届出)</p> <p>第6条の2 犬またはねこの飼い主(法第12条第1項第4号に規定する<u>動物取扱業者</u>その他規則で定める者を除く。)は、その一の飼養施設において飼養する犬もしくははねこ(生後91日未満のものを除く。)の数またはこれらの数を合算した数(以下「飼養数」という。)が10頭以上となったときは、その日から起算して30日以内に、当該飼養施設について次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>第6条の3 省略</p> <p>(助言または指導)</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 動物 人が飼養(保管を含む。以下同じ。)する動物で、<u>哺乳類</u>、<u>鳥類</u>またはは虫類に属するものをいう。</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p>(犬および猫の多頭飼養の届出)</p> <p>第6条の2 犬または猫の飼い主(法第12条第1項第3号に規定する第1種<u>動物取扱業者</u>、法第24条の3第1項に規定する第2種<u>動物取扱業者</u>その他規則で定める者を除く。)は、その一の飼養施設において飼養する犬もしくはは猫(生後91日未満のものを除く。)の数またはこれらの数を合算した数(以下「飼養数」という。)が10頭以上となったときは、その日から起算して30日以内に、当該飼養施設について次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>第6条の3 省略</p> <p>(助言または指導)</p>

第6条の4 知事は、多頭飼養者の飼養する犬およびねこの健康および安全を保持し、または周辺の生活環境の保全を図るために必要な限度において、当該多頭飼養者に対し、当該犬およびねこの飼養施設の構造および規模ならびに飼養の方法について必要な助言または指導を行うことができる。

第7条以下 省略

第6条の4 知事は、多頭飼養者の飼養する犬および猫の健康および安全を保持し、または周辺の生活環境の保全を図るために必要な限度において、当該多頭飼養者に対し、当該犬および猫の飼養施設の構造および規模ならびに飼養の方法について必要な助言または指導を行うことができる。

第7条以下 省略